

令和6年2月改訂

古河市資源回収の手引

古河地区版

～限りある資源を大切に～

※ホームページはこちらの二次元バーコードからアクセスできます。



古河市役所 環境課

はじめに

ごみ問題は古河市だけに限らず、全国各地において深刻な問題を抱えています。

この問題を考える上で、「3R」というキーワードを忘れてはいけません。

^{リデュース}Reduce (減量化)、^{リユース}Reuse (再使用)、^{リサイクル}Recycle (再資源化)の頭文字からきたもので、限りある資源を無駄なく有効活用しようという環境に配慮した標語のようなものです。そして、この「3R」に深く関係してくるのが資源ごみの存在なのです。資源ごみとは、新聞、雑誌、段ボール、空き缶、空きビンなどの再生利用できるごみを指します。これらのごみの再資源化は、ごみの総量を減らす有効な手段として注目を集めています。

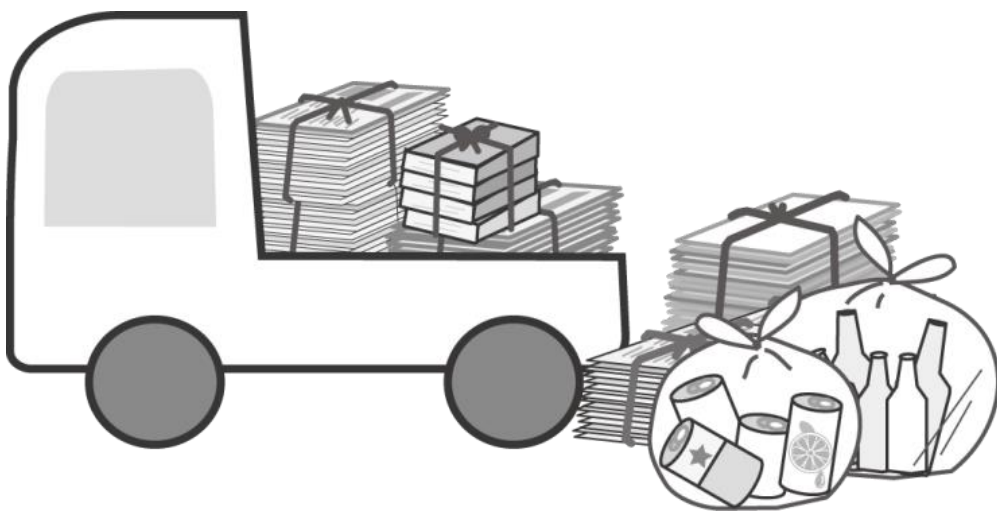
市では、すでに資源回収報償金事業を実施していますが、これから資源回収を始めたい団体や、資源回収の申請手続きがよく分からない方のために、この「古河市資源回収の手引き」を作成しました。

ごみの排出量を減らし、住みよい環境の構築のために市民の皆様のご協力をよろしくお願いいたします。



もくじ

1	資源回収ってなに？	1
2	申請の流れについて	2
3	年間スケジュール	4
4	注意点	5
5	様式(記入例)	6
6	資源回収業者一覧	9



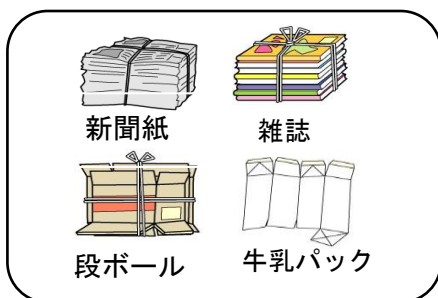
1 資源回収ってなに？

1-1 資源回収とは

家庭から排出される新聞、雑誌、段ボール、空き缶、空きビン、鉄くずなどの再生可能なごみを、自治会や子供会などの地域団体に協力して集め、リサイクル業者に持ち込むことを指します。

1-2 資源回収できるもの

紙類



缶類



布類



※ 紙管・シュレッターくずは、報奨金の対象外です。

ビン類



鉄くず



ペットボトル



※ ビールケースやペットボトルキャップは、報償金の対象外です。

1-3 市から報償金が支払われます

資源回収を行った場合、市から各団体へ回収量に応じた報償金をお支払いします。金額は、1kgあたり5円です。報償金の申請方法と注意点は、次ページ以降をご覧ください。

資源回収で得た収入は各団体に自由に使うことができます。もちろん、ごみの減量化にも繋がり、不要なものが貴重な財源になることを考えれば正に一石二鳥ですね！

※ ビンについては計算方法が少し異なりますので5ページをご覧ください。

2 申請の流れについて

登録対象団体

自治会、行政区、子ども会、老人会、PTAなどの営利を目的としない団体で、概ね10人以上の古河市民で構成される団体。

2-1 団体結成

資源回収を行うには一定以上の人数が必要になります。まずはメンバーを募りましょう。また、事前に資源ごみを回収してもらう業者と相談し、回収する品目や回収を行う日程などを伝えておきましょう。

2-2 団体登録

資源回収を始める前に「資源回収団体届出書」、「報償金振込先の通帳の写し（表紙・見開き面）」を提出していただきます（記入例は6ページ）。この届出書を提出せずに資源回収を行っても報償金は支払われませんので注意しましょう。提出先は下記の窓口となっております。

古河庁舎 市民総合窓口室

「資源回収団体届出書」について

資源回収団体として継続して活動される場合は、変更がなくても毎年4月に届出書を提出していただきます。前年度中（2月から3月上旬）に各団体の代表者宛てに団体届出書を送付しますので、通帳の写し（表紙・見開き面）と一緒に上記の窓口へ提出してください。また、届出後に代表者・振込先口座等に変更が生じた場合も、速やかにご連絡ください。

2-3 資源回収の実施

回収する方法は各団体で相談して決めましょう。場所を指定して拠点回収する方法や戸別に軽トラック等で巡回する方法が一般的です。集まった資源ごみは、あらかじめ相談しておいた回収業者のところで引き取って貰いましょう。

2-4 「資源売却実績報告書」の提出

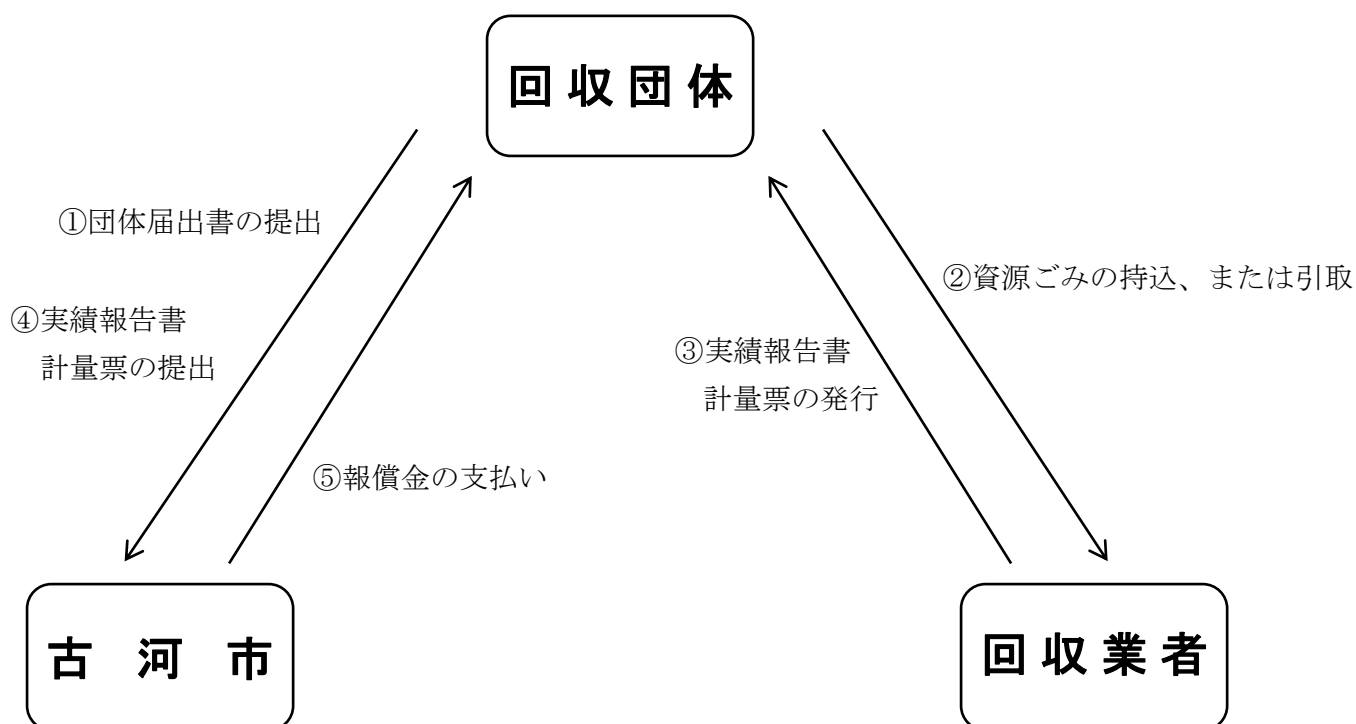
回収業者から「計量票」(何をどれだけ回収したか記入されているもの)と、「資源売却実績報告書(8ページ参照)」が郵送で届きます。実績報告書は3枚複写になっておりますので、[申請用]の用紙を前述の窓口に計量票と一緒に提出してください。その際、記入漏れ、計量票添付漏れが無いか確認しましょう。計量票は必ず原本を提出してください。実績報告書の団体名の代表者氏名欄は必ず代表者の氏名を記入してください。

実績報告書は必ず資源回収を行った当該年度内に提出してください。前年度回収分の実績報告書は報償金の支払いができません。

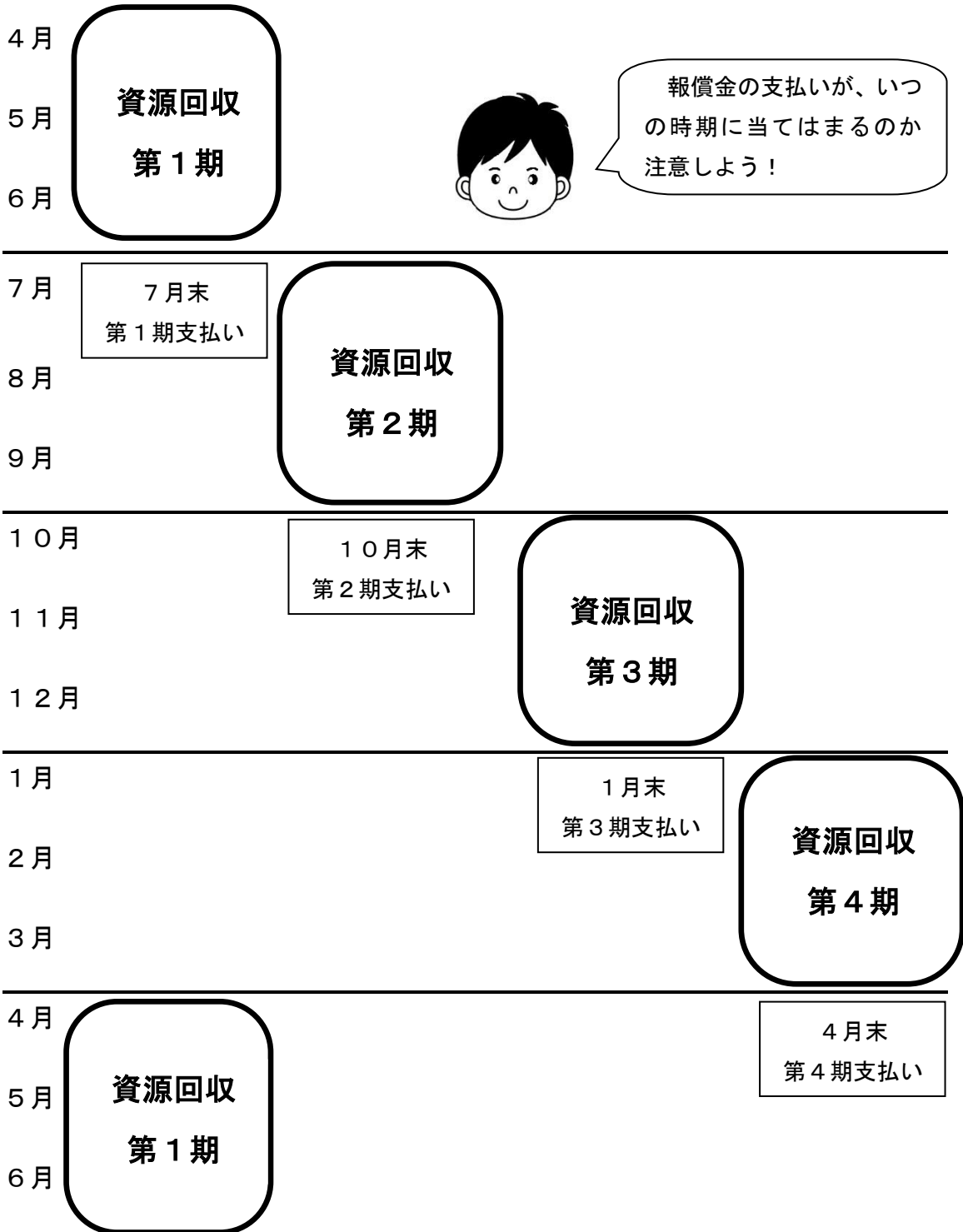
2-5 報償金の支払い

報償金は提出された実績報告書の受付期間分を集計し、7月、10月、1月、4月の下旬に指定された口座に振り込みます。支払日・金額等につきましては、期別ごとに代表者宛てに通知いたしますのでご確認をお願いします。

2-6 申請のフロー図



3 年間スケジュール



4 注意点

- ・資源ごみは任意の資源回収業者に回収を依頼してください(9ページ参照)。
- ・資源売却実績報告書は必ず資源回収を行った当該年度内に提出してください。前年度回収分の実績報告書は報償金の支払いができません。
- ・報償金額は1kgあたり5円ですが、ビンについては種類によって重量の計算が異なりますので以下を参考にしてください。

【ビンについて】

	計算式
一升ビン	1 kg/本
ビールビン	0.6kg/本
ジュースビン	0.5kg/本

例) 一升ビン 100 本、ビールビン 23 本、ジュースビン 10 本の場合
 $(100 \text{ 本} \times 1\text{kg}) + (23 \text{ 本} \times 0.6\text{kg}) + (10 \text{ 本} \times 0.5\text{kg}) = 118.8\text{kg}$
 $118.8\text{kg} \times 5 \text{ 円} = 594 \text{ 円}$

- ※ ビール瓶は、大瓶、中瓶に関わらず 0.6kg/本で計算します。
- ※ 合計重量に金額を乗じた額(小数点以下切捨)。
- ※ ビンについては、お近くの酒屋等で回収を依頼してください。また、その際、実績報告書に酒屋の店名と印鑑を貰ってください。

ビンの計算は少し
複雑なんだね!



古河地区

記入例

様式第1号(第4条関係)

※団体届は必ず提出してください。

資源回収団体届出書

記入しないでください。

令和〇年 〇月 〇日

団体名	古河資源回収会	登録番号	
代表者	古河 太郎	電話	(〇〇)〇〇 - 〇〇〇〇
住 所	古河市 長谷町 3 8 - 1 8		

古河市資源回収報償金交付要綱第4条の規定に基づき、次のとおり届け出ます。

資源回収実施予定				令和〇年度最終回収月	
年 9 回				2 月	
4月	1日	8月	1日	12月	1日
5月	15日	9月	15日	1月	15日
6月	30日	10月	30日	2月	28日
7月		11月		3月	
回収業者	氏名 株〇〇紙材		住所 古河市中田〇〇 - 〇〇		
	氏名 有△△商店		住所 古河市松並〇〇 - 〇〇		
報償金の振込先口座					
金融機関名	古 河 銀 行 古河東 支 店				
預金種別	普通・当座		口座番号 1 2 3 4 5 6 7		
フリガナ	カクシケンカイユウカイ		カク タロウ		
口座名義人	古河資源回収会		古河 太郎		
(注) 口座振込金融機関は、古河市指定金融機関又は古河市収納代理金融機関とします。					

※ 通帳の写し(表紙・見開き面)を添付してください。

様式第1号(第4条関係)

資源回収団体届出書

令和 年 月 日

団体名	登録番号
代表者	電話 ()
住 所	古河市

古河市資源回収報償金交付要綱第4条の規定に基づき、次のとおり届け出ます。

資源回収実施予定				令和 年度最終回収月	
年 回				月	
4月		8月		12月	
5月		9月		1月	
6月		10月		2月	
7月		11月		3月	
回収業者	氏名		住所		
	氏名		住所		
報償金の振込先口座					
金融機関名	銀 行 支 店				
預金種別	普 通 ・ 当 座		口座番号		
フリガナ					
口座名義人					
(注) 口座振込金融機関は、古河市指定金融機関又は古河市収納代理金融機関とします。					

様式第 2 号(第 5 条関係)

No.

団体登録番号 _____

[申請用]

資源売却実績報告書 [業者控用]

[団体控用]

年 月 日

団体名		回収業者名	
代表者氏名		代表者住所	
電 話		氏 名	
引取方法(○で囲んでください。)		直接搬入・業者回収	
品 目		数 量	備 考
紙 類	新聞紙	kg	
	雑誌	kg	
	ダンボール	kg	
		kg	
金 属 類	アルミ缶	kg	
	スチール缶	kg	
	鉄くず	kg	
		kg	
び ん 類	一升びん	kg	本 (1kg/本)
	ビールびん	kg	本(0.6kg/本)
	その他のびん	kg	本(0.5kg/本)
		kg	
そ の 他		kg	
		kg	
		kg	
売却合計		kg	円
報償金額		※ kg	円
※印の欄は、記入しないでください。			

備考 資源回収業者が発行した資源を売却した事実及びその内容を証する書類を添付してください。

資源回収業者一覧（参考）

（令和4年 2月22日現在）

業者名	住所	電話番号
小川銅鉄(有)	古河市本町三丁目 1-29	32-0366
小林商店(有)	古河市本町三丁目 14-21	32-1119
(株)マルショウ	古河市三杉町二丁目 27-28	31-0079
石山商店	古河市原町 14-28	22-9528
(有)平井商店	古河市本町二丁目 13-12	32-0520
(有)上田商事	古河市古河 766-5	31-2959
(株)育峯紙業	古河市小堤 315-14	98-2632
二瓶商店	古河市幸町 22-4	31-5370
山口商店	古河市中田新田 115-17	48-1571
タイガー紙材(株)	埼玉県久喜市栗橋東二丁目 16-29	0480-52- 5913
(株)丸栄商店	古河市尾崎 11-2	76-2690
非特定営利活動法人 日本総合環境結	古河市東本町1-22-26 友愛コーポ802号	31-4641
(株)ユニテック	千葉県松戸市松戸 1291-4 JSE松戸ステーションビル 101	047-703- 9851
丸和資源(株)	坂東市大口2123-1	0297-39- 2580
(株)熊谷紙業	古河市丘里11-2	33-3566
新井紙材(株)	猿島郡境町内門 1108-26	87-6238
田口金属(株)	古河市小堤1951	98-1177
(有)上野金属	古河市南間中橋5-190	77-0574
(株)ワールドリユースセンター	境町若林1920-2	23-4685

※この一覧はあくまで参考です。他の回収業者でも問題ありません。

※回収品目が業者によって異なる場合がありますので、事前に回収業者に相談してください。

※ビンについてはお近くの酒屋等で回収を依頼してください。



《お問い合わせ》

古河市役所 環境課

〒 306 - 0198

古河市仁連2065

TEL:0280-76-1511 (代表)

FAX:0280-76-1663